

# ジアファイン噴霧の安全性について

令和3年9月更新

2020年6月にNHKをはじめとする一部メディアが次亜塩素酸の空間噴霧は人体に危険であるとの科学的根拠もない報道がなされ誤った風評が広がり、追い打ちをかけるように厚労省も「空間噴霧はおすすめしない」とのポスターや事務連絡を行ったことから不安を煽り、全国の病院、介護施設、学校関係等が噴霧器の撤去や次亜塩素酸の使用を取り止めるなど、混乱が起きました。

その後、弊社も加盟しております一般社団法人JFK(次亜塩素酸水溶液普及促進会議)が発足され次亜塩素酸水溶液の安全性や効果、感染防止対策の普及をアピールし続けた結果、このたび厚労省において、空間噴霧を推奨しないというのは「強い薬剤を噴霧すること」であるとし、次亜塩素酸水溶液はそれに該当しないという見解を出し厚労省のQ&Aも修正されましたことを、ご案内申し上げます。

Q&Aは、見解の説明と共に、「個々の製品の使用に当たっては、その安全性情報や使用上の注意事項を守って適切に使用する必要があります。」と変更及び追記されました。

以上のことから、行政指導による次亜塩素酸水空間噴霧の安全性不安は訂正されたことと言えます。弊社では次亜塩素酸専用噴霧器の販売を10年近くしておりますが、現在まで1件も事故の症例はございません。これまでも液剤の安全性や各種ウイルスや菌に対してのエビデンスを取得してきております。

あらためまして下記内容をご確認のうえ、安心してご使用なさっていただければと存じます。

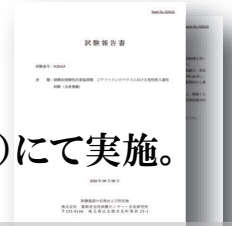
## ●急性吸入毒性試験(全身暴露)

検査機関:薬物安全性試験センター

試験は実際の使用状況を想定し、ジアファイン200ppmを2倍希釈(100ppm相当)にて実施。

「ジアファインミスト」実機を使用しての噴霧安全性試験。試験法:山下法

以上の結果より本試験条件下において、本被験物質に**急性吸入毒性は認められなかった。**



## ●空気中の塩素濃度

試験機関:北里環境科学センター

ジアファインを用いて50ppm濃度で試験

空間中の塩素濃度:90分間噴霧し続けて、**基準値を大きく下回る0.05ppm以下**(検出限界)  
(日本産業衛生学会及びEURIスク評価書で定める安全基準:0.5ppm以下)



## ●食品衛生法上の食品製造用水

検査機関:環境未来総合センター(厚生労働大臣登録水質検査機関)

水質検査試験を実施し、

**食品衛生法「食品製造用水(旧:飲用適の水)」に適合**することを確認。



【お問い合わせ先】

東洋総業株式会社 生活環境事業部

TEL: 03-3923-1311

ジアファイン  
ホームページ  
お問合フォーム  
及び詳細はこちら→

